

委 第 1 号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「出産」の次に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第109条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会への多様な層の人材の参画をはかるため、欠席事由の例示として「看護、配偶者の出産」を追加する等の所要の改正を行う。